

北海道男女平等参画苦情処理委員
平成 3 0 年度活動狀況報告書

令和元年（2019年）5月22日
北海道男女平等参画苦情処理委員

目 次

	ページ
I 北海道男女平等参画苦情処理委員名簿	1
II 平成30年度 活動状況報告	2
III 平成30年度 男女平等参画に関する苦情等申出受付件数	
1 受理機関別	4
2 申出者性別等	4
3 申出区分別	4
4 申出内容別	4
5 申出内容コード別	5
IV 平成30年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況	6
参考資料	7
・ 北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱	
・ 北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務処理要領	
・ 男女平等参画に関する苦情処理の流れ	
・ 男女平等参画に関する苦情等申出書標準様式	

【北海道男女平等参画苦情処理委員名簿】

◇ みうら けいこ
三 浦 桂 子 （弁護士）

[任期] 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（再任）

◇ ながさか たかゆき
長 坂 貴 之 （人権擁護委員、弁護士）

[任期] 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

Ⅱ 平成30年度 活動状況報告

1 はじめに

北海道においては、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、平成13年3月に、男女平等参画の推進に関し、基本理念等を定めた「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、同年4月から施行されています。

この条例では、第18条に道民等からの知事に対する申出、第19条に北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の設置、第20条に苦情等の申出について定められています。

苦情処理委員制度は、第18条の知事に対する申出とは独立したものであり、第三者機関として、道民及び事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な立場で受けるため、平成13年10月から苦情処理委員が設置されています。

苦情処理委員は、申出人に適切な助言を行う、いわゆる相談機能を持つほか、男女平等参画に係る道の施策について、関係する道の機関に対し、参考となる委員個人の所見を述べることにより、道の機関の自主的な改善を促すという機能を持つ機関です。

2 苦情等の申出の状況

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、道民等からの苦情処理委員への申出はありませんでした。

道においては、広報誌やホームページ、各総合振興局・振興局の相談窓口などにより、道民の皆さんへの周知に努められていると承知していますが、平成23年度以降、苦情処理委員に対する申出はなく、制度が開始してからの申出件数は、累計でも14件という状況にあります。

本制度は、道の施策等において、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度等を見直すきっかけとして有効に活用されるべきものと理解しますが、制度発足後の時間的経過とともに、社会における男女平等意識が高まることにより男女の固定的役割分担の意識が根底にあるような制度やしくみが、随時見直されてきているとともに、様々な相談に対応する窓口が充実してきたことから、結果として申出がない状況が続いているものと認識しております。

3 苦情処理委員としての活動

平成30年度は、条例第20条に基づく、苦情処理委員への申出はありませんでしたが、条例第18条に基づく知事への申し出は、659件あり、苦情処理委員に

対する申出にまで至らない匿名の申出や、DV相談などの男女平等参画に必要と認められる道民等からの申出に対して、道が対応した案件について、事務局から定期的に説明を受け、専門的な立場から助言等を行ってきましたが、札幌弁護士会や北海道人権擁護委員連合会での自らの弁護士活動にも参考になることが多々あり、事務局である道と委員との間で、双方にとって有益な意見交換が図られているものと理解しております。

4 その他

近年、急速な人口減少や少子高齢化の進展により、労働力人口が減少するなど社会全体が大きく変化するなかで、地域社会が活力にあふれ、持続的に成長、発展していくためには女性の視点や感性、発想がきわめて重要となっていることから、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりのため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男性中心型労働慣行等の見直しや、多様な働き方の普及などの積極的な取組が求められ、ひいては男女平等参画社会の実現につながっていくものと考えます。

しかしながら、家事や育児、介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることや、女性の登用や指導的地位に占める女性の割合が低い状況が続いており、女性の能力が十分に発揮される状況とはなっておりません。また、DVや性犯罪など女性に対する暴力も依然として深刻であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくっていくという考え方が浸透し、その考え方のもと、本制度が一層活用されることを期待しております。

苦情処理委員制度は、制度の発足から17年が経過しました。この間、苦情処理委員への申出方法については、郵送やファクシミリ、持参による方法のほか、インターネットによる申出もできるようになりましたが、近年は、苦情処理委員への申出がない状況が続いています。

道においては、道民の皆さんに、この制度が定着し、安心して苦情処理委員への申出ができるように、各種の機会をとおして、制度の周知に取り組んでいただきたいと考えています。

道民の皆さんに本制度の趣旨及び内容がより一層理解され、積極的にご活用いただき、男女平等参画社会の実現を図ることができれば幸いです。

令和元年（2019年）5月

北海道男女平等参画苦情処理委員

三 浦 桂 子

長 坂 貴 之

Ⅲ 平成30年度 男女平等参画に関する苦情等申出受付件数

1 受理機関別

区分	年 度																		累計
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
本 庁	6		2	1		2		1	1	1									14
振興局																			0
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14

2 申出者性別等

区分	年 度																		累計
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
男 性	1			1		1			1										4
女 性	5		1			1		1		1									9
団 体			1																1
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14

3 申出区分別

区分	年 度																		累計
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
苦 情	2		2	1		1		1	1	1									9
照 会																			0
相 談	3																		3
要望・意見	1					1													2
その他																			0
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14

4 申出内容別

区分	年 度																		累計
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
男女平等参画を阻害すると認められるもの	4			2			2		1	1	1								11
男女平等参画に必要と認められるもの																			0
悩み事																			0
その他		2			1														3
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14

5 申出内容別

項目	内容	年 度																		累計
		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
1 行政	道の施策																		0	
	国、市町村の施策	2																	2	
	教育関係																		0	
	その他の機関																		0	
	その他	1		2			1												4	
2 仕事	就職																		0	
	労働条件																		0	
	セクシャル・ハラスメント（職場）	3					1		1										5	
	家庭との両立																		0	
	解雇																		0	
	その他									1	1								2	
3 家庭	夫婦関係																		0	
	離婚																		0	
	子供の教育																		0	
	高齢者問題																		0	
	夫・パートナーからの暴力																		0	
	その他																		0	
4 本人	健康																		0	
	経済的な問題																		0	
	性被害																		0	
	男女問題																		0	
	人生問題																		0	
	その他																		0	
5 地域	人間関係																		0	
	セクシャル・ハラスメント（職場以外）																		0	
	つきまとい、 ストーカー被害																		0	
	その他																		0	
6 その他	その他				1													1		
計		6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	14	

IV 平成30年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況

- 1 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出 [0件]
- 2 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出 [0件]
- 3 制度の対象外 [0件]

【参考】

申出内容別

区分	年 度																	累計	
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		30
男女平等参画を阻害すると認められるもの	4		2			2		1	1	1									11
男女平等参画に係る道の施策に関する苦情																			0
制度の対象外	2			1															3
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14